務

課

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 規則 所管課(室)名

○長崎県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則 税

◎告示

・生活保護法に基づく指定医療機関の指定 福 祉 保 健 課

・生活保護法に基づく指定医療機関の変更 "

・生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 " ・生活保護法に基づく指定施術機関の廃止 " "

・定置漁業の免許 漁業振興課

・漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての

| 同意成立 | 水 産 経 営 課 ・公有水面埋立ての免許の出願 | 漁 港 漁 場 課

・道路の区域変更 道路維持課

・急傾斜地崩壊危険区域の指定 砂 防 課

・一般競争入札の参加者の資格等(2件) 物品管理室

◎公告

・肥料登録の有効期間の更新 農産園芸課

・土地改良区の役員の就退任(2件) 農村整備課

・一般競争入札の実施(2件) 物品管理室

・一般競争入札の実施教育環境整備課

規 則

長崎県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和3年11月2日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第81号

長崎県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則 長崎県産業廃棄物税条例施行規則(平成17年長崎県規則第5号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(課税の特例)	(課税の特例)
第3条 条例第5条第1号の規則で定める場合とは、次に掲	第3条 条例第5条第1号の規則で定める場合とは、次に掲

3条 条例第5条第1号の規則で定める場合とは、次に掲 第3条 条例第5条第1号の規則で定める場合とは、次に掲 げる場合をいう(第4条第2項の規定により振興局の長 が課税の特例に係る焼却施設として認定したもの(以下 が課税の特例に係る焼却施設として認定したもの(以下

「認定施設」という。) による<u>産業廃棄物の</u>焼却処理の場合に限る。)。

- (1) <u>焼却処理又は発生した燃え殻の利用が、次のいずれか</u> に該当する場合
 - ア 産業廃棄物を原料又は原料及び燃料として自らの製品若しくは中間行程にある製品(有価で在庫がたな卸資産として会計処理されているものに限る。以下「製品等」という。)又は焼却処理以後の製造工程を経ることによって製品等を製造するとき。
 - イ 燃え殻を材料として土壌環境基準(平成3年環境庁告示第46号)に適合する製品等を製造し、又は認定施設から生じる燃え殻の全てが、一般に流通する製品の製造工程として処理を委託されて製造の用に供され、若しくは他者(燃え殻の対価又は運搬について負担する者に限る。)に肥料(肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第2条第1項に規定する肥料で、人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産されるものとして認められないものをいう。)として提供されるとき。
- (2) 焼却処理する際の熱を回収して発電を行い、自己の事業活動に必要な電力を全て賄った上で余剰電力を売却する場合
- (3) 焼却処理する際の熱を回収し、<u>専ら</u>製品等の製造工程 に利用する場合<u>(回収された熱量が装置等で判定できる</u> 場合に限る。)
- 2 条例第5条第2号の規則で定める場合とは、次に掲げる場合をいう。

(1)及び(2) 略

- (3) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する 法律(昭和37年法律第150号)第2条第1項に規定する 激甚災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のため の措置に関する法律(平成16年法律第112号)第2条第 4項に規定する武力攻撃災害の復旧事業により発生した 産業廃棄物を焼却処理又は最終処分する場合
- <u>(4)</u> その他<u>前3号</u>に類するものとして知事が認める場合 (減免)

第10条 略

2及び3 略

- 4 条例第15条第1項に規定する知事が必要と認める額は、 次の各号に掲げる額とする。
 - (1) 第1項第1号に掲げる場合 全額
 - (2) 第1項第2号に掲げる場合 税額の2分の1
 - (3) 第1項第3号に掲げる場合 知事が必要と認める額

「認定施設」という。) による焼却処理の場合に限る。)。

(1) 産業廃棄物を原料又は原料及び燃料として自らの製品 又は焼却処理以後の製造工程を経ることによって製品と なるものを製造する場合

- (2) <u>産業廃棄物を</u>焼却処理する際の熱を回収して発電を行い、自己の事業活動に必要な電力を全て賄った上で余剰電力を売却する場合
- (3) <u>産業廃棄物を</u>焼却処理する際の熱を回収し、<u>製品</u>の製造工程に利用する場合
- 2 条例第5条第2号の規則で定める場合とは、次に掲げる場合をいう。

(1)及び(2) 略

(<u>3</u>) その他<u>前2号</u>に類するものとして知事が認める場合 (減免)

第10条 略 2及び3 略

様式第1号、様式第3号、様式第8号及び様式第11号から様式第13号までの様式中「氏名又は名称並びに代表者名及び印」を「氏名又は名称及び代表者名」に改め、「啣」を削る。

様式第14号を次のように改める。

様式	以第 14 号										
		-tre		zH ·	66 T	rts d	+ +		登 録	番	号
	受付印	座	業 廃 棄 物	100 1	m ^	TP 1	古 書	1.	1 1	1 1	111
	\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \		住 所 又	は	所 在	地					
		申	氏 名 又	は	名	称					
			及び代	表	者	名				***	かでご配入ください
	年 月 日		個人番号》	スは		号				LT	TTT
長	- 崎 県	告	応 答 及 び 担	部当	署 氏	名名		(電話)
	長 宛		□ 焼却施設		名	称					
		者	□ 最終処分場	ı							
			(該当するもの に <i>レ</i> 印)		所 在	地		(電話)
	申告の対象期間	•	15.5117		年	月	日から	5	年	月	日まで
期間	中における処理施設への	産業	廃棄物の搬入量	0			千				トン
	規則第3条第1項第1	号の割	■税の特例を受け	_				-	-		
	る搬入量(産業廃棄物を 造するための焼却施設へ	原料。	とした製品等を製	2							
焼	規則第3条第1項第2	号の部	₹税の特例を受け	_							
却	る搬入量(産業廃棄物に 設への搬入)			3							
施設	規則第3条第1項第3 る搬入量(産業廃棄物を			(4)							
Ø	熱を回収し製品の製造: 設への搬入)	工程に	こ利用する焼却施	(4)						١.	
み	規則第3条第2項第1 る搬入量(BSEに関連し										
	位及び死亡牛などの焼:			(5)							
	第3条第2項第2号の										
	★(地方公共団体が行う不能 る焼却処理又は最終処分で			6							
	第3条第2項第3号の									1	
り発	★(激甚災害又は武力攻撃)注した産業廃棄物の焼却效			7							
-	が認める搬入) 4標準となる産業廃棄物の	ide 7.	=					-	-		
	(標準となる座乗船乗物の - (2+3+4+5+6+			8							
)申告により申告納付すべ)×800円/トン又は⑧×1			9			百万			千	H
	申 告		期限				年	月	H	_	
1	備		考								

- (注) 1 この申告書は、特別徴収義務者が委託により焼却処理又は最終処分を行った場合に使用してください。 なお、特別徴収義務者が委託により中間処理を行った後自ら焼却処理又は最終処分を行った場合は、別途
 - 様式第19号を作成して申告納付を行ってください。 2 ①欄については、附妻を必ず添付してください。
 - 3 ⑨欄については、搬入ごとに1円未満の税額を切り捨てた場合は、その合計を記載してください。
 - 4 申告書の提出期限後に申告納入されると延滞金のほか、不申告加算金が徴収されます。 5 規則第3条第2項第4号の場合は、⑤~⑦で類するものに配載してください。

様式第15号及び様式第17号中「氏名又は名称並びに代表者名及び印」を「氏名又は名称及び代表者名」に改め、「印」を削る。

様式第19号及び様式第20号中「氏名又は名称並びに代表者名及び印」を「氏名又は名称及び代表者名」に改め、「甸」を削り、「その他大規模災害による復旧事業により発生した産業廃棄物」を「激甚災害又は武力攻撃災害による復旧事業により発生した産業廃棄物」に改め、同様式(注)に次のように加える。

5 規則第3条第2項第4号の場合は、⑤~⑦で類するものに記載してください。

様式第21号、様式第23号及び様式第24号中「氏名又は名称並びに代表者名及び印」を「氏名又は名称及び代表 者名」に改め、「即」を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(様式に関する経過措置)

2 この規則による改正前の長崎県産業廃棄物税条例施行規則に定める様式のうち、この規則による改正後の長崎県産業廃棄物税条例施行規則(以下「新規則」という。)に定める様式に対応する様式については、新規則に規定する様式とみなして、当分の間使用することができる。

告 示

長崎県告示第724号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関として次のとおり指定した。

令和3年11月2日

長崎県知事 中村 法道

(指 定)

医療機関名	開 設 者	所 在 地	指定年月日	有効期間
ハーモニー薬局	有限会社 M・T ファーマシー 代表取 締役 松本 直樹	長崎県東彼杵郡波佐見町湯無田郷128-13	令和3年10月1日	令和9年9月30日
せいひ中央クリニック	社会福祉法人せいひ会 理事長 吉野 サト子	長崎県西海市西彼町鳥加郷2201番地2	令和3年10月1日	令和9年9月30日
大村ファミリー歯科	藤田 茂	長崎県大村市幸町25番地200 イオン大村店2階	令和3年10月1日	令和9年9月30日
ぶんかの森調剤薬局	有限会社 ぶんかの森 調剤薬局 代表取締役 宮﨑 幹雄	長崎県西彼杵郡時津町野田郷46番地1	令和3年10月1日	令和9年9月30日
なかぐみ薬局	有限会社ミトマファー マシー 代表取締役 三苫 勝也	長崎県東彼杵郡川棚町中組郷 1489-6	令和3年10月1日	令和9年9月30日

くるみ薬局	合同会社くるみ薬局 代表社員 石田 摂	長崎県西彼杵郡時津町日並郷 1393-1	令和3年10月1日	令和9年9月30日
医療法人 こが内科外 科クリニック	医療法人こが内科外科 クリニック 理事長 古賀 崇	長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷 378番地1	令和3年9月1日	令和9年8月31日
訪問看護ステーション 凪	医療法人 敬天会 理事長 野村 宏	長崎県大村市大川田町952番地6	令和3年10月1日	令和9年9月30日
有限会社 平和堂薬局	有限会社 平和堂薬局 代表取締役 貞包 悦 子	長崎県諫早市八天町6-2	平成30年3月1日	令和6年2月29日

長崎県告示第725号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和3年11月2日

長崎県知事 中村 法道

(変 更)

区分	医療機関名	開設者	所	在	地	変更事項	変更年月日
旧	医療法人城内会 八尾病院	医療法人城内会 八尾病院 理事長 八尾 哲史	長崎県島原	京市城内	1丁目	夕孙亦再	△和2年0日1日
新	医療法人城内会 新生病院	医療法人城内会 理事長 秋田 定伯	1193		名称変更	令和3年9月1日	

長崎県告示第726号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和3年11月2日

長崎県知事 中村 法道

(廃 止)

医療機関名	開設者	所 在 地	休止年月日
タジマ薬局	田島 輝彦	長崎県雲仙市愛野町甲3997	令和3年9月1日

長崎県告示第727号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定により、次のとおり指定施術機関から廃止の届出があった。

令和3年11月2日

(廃 止)

業務の種類	指定施術機関名 (指定施術者名)	施術者住所	開設施術所名称 (施術所を開設している場合)	開設施術所所在地 (施術所を開設している場合)	廃止年月日
柔道整復	永安 純也	長崎県佐世保市皆瀬町377番地			令和3年9月1日

長崎県告示第728号

令和 3 年11月 1 日付けをもって次のとおり定置漁業を免許したので公示する。 令和 3 年11月 2 日

1	五島海区漁場計画の公示の際の公示番号	長崎県告示第535号
2	漁業権者の住所及び氏名	別表のとおり
3	漁業権に関する事項	
(1) 免許番号	別表のとおり
(2)漁場の位置	別表のとおり
(3)漁場の区域	別表のとおり
(4)漁業種類及び漁業の名称	別表のとおり
(5)漁業時期	別表のとおり
(6) 存続期間	別表のとおり
(7) 個別漁業権又は団体漁業権の別	別表のとおり
(8)関係地区	別表のとおり
(9) 条件	別表のとおり

	然 年	・ を で で が が が が が が が が が が が が が
	関 地係 区	
個別漁業	権又は団 体漁業権 の別	商
	存続期間	4 4 4 3 4 4 1 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 3 5 年 8 5 5 年 8 月 1 日 3 1 日 まで 3 1 日 まで 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4
	漁業時期	1月1日 から 12月31日 まで まで
	漁業種類及び 漁業の名称	大型定置漁業
域	卓	イ 1から206度 360メートルのところ ロ 1から155度 350メートルのところ
漁場の区	五	1 五島市玉之浦町大宝力尾岡の下トビ瀬標職
	区	次日次日次日次日次日次日次日次日次日次日次日次日次日次日次日からままるとこと。 「京でをで区域国理をでは、「東田」には、「東田」には、「東田」には、「東田」には、「東田」には、「東田」には、「東田」には、
	漁場の位 置	J 五 五 大 力 地崎 島 乙 宝 尾 先 用 清 干 補 年 無 年 無 年 無 年 無 年 清 新 由 新 由 和 由 由 由 由 由 由 由 由 由 由 由 由 由 由 由
漁業権者	氏名またけ名名称	4 大 大 本 本 大 六 六 会 在 本
漁業	住所	長崎県五 第一十五 721番地4
	免 番 中 中	無 第424 中

長崎県告示第729号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る同意については、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、公示する。

令和3年11月2日

長崎県知事 中村 法道

加入区の名称	漁業の区分
上対馬町加入区	旧豊崎漁業協同組合泉支所の区域の小型合併漁業
上対馬町加入区	旧西泊湾漁業協同組合の区域の小型合併漁業

長崎県告示第730号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により、公有水面埋立ての免許の出願があった。 なお、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年11月2日

長崎県知事 中村 法道

- 1 出願事項
 - (1) 出願の年月日 令和3年10月20日
 - (2) 埋立ての出願をした者の住所氏名

名 称 長崎県

所 在 地 長崎県長崎市尾上町3番1号

代表者氏名 長崎県知事 中村 法道

代表者住所 長崎県長崎市尾上町3番1号

- (3) 埋立ての区域
 - ア 位置 平戸市生月町壱部浦字浦方168番31、168番32、96番13、96番14、96番19、96番17及び96番18に至 る地先公有水面
 - イ 区域 省略(縦覧図書のとおり)
 - ウ 面積 191.65平方メートル
- (4) 埋立てに関する工事の施行区域
 - ア 位置 平戸市生月町壱部浦字浦方96番12、96番13、96番14、96番17、96番18、96番19、168番28、168番29、168番31、168番32及び168番36並びに同地先公有水面
 - イ 区域 省略(縦覧図書のとおり)
 - ウ 面積 4,805.09平方メートル
- (5) 埋立地の用途 漁港施設用地
- 2 縦覧の場所及び期間
 - (1) 縦覧の場所

長崎県長崎市尾上町3番1号 長崎県水産部漁港漁場課

長崎県平戸市田平町山内免808番地 長崎県県北振興局田平土木維持管理事務所

長崎県平戸市岩の上町1508番地3 平戸市役所

(2) 縦覧の期間

告示の日から起算して3週間

長崎県告示第731号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。 なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年11月2日

道路の種類 一般県道 路 線 名 竹敷雞知線 道路の区域

区間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
対馬市美津島町洲藻字ミシカ903番地先から 官公有無番地先(対馬市美津島町洲藻字ミシカ910番イ第	前	7.6~15.4	95. 0	
自公有無番地元(対局印美律局可加架子ミンガ510番イ第 2)まで	後	15.6~23.0	95. 0	

長崎県告示第732号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2 週間、一般の縦覧に供する。

令和3年11月2日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 上志佐今福停車場線	松浦市志佐町赤木免字赤木826番4地先から 松浦市志佐町赤木免字赤木395番1地先まで	令和3年11月2日

長崎県告示第733号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県県北振興局建設部において縦覧に供する。

令和3年11月2日

長崎県知事 中村 法道

指定区域の名称		鹿子前(6)		
	市町名	大 字	字	地 番
所在地	佐世保市	鹿子前町		956番12の一部、956番13の一部、956番17の一部、956番18の一部、956番19の一部、956番21の一部、956番27の一部、956番55、956番56、956番57、956番58、956番59、956番60、956番61、956番62、956番63の一部、956番64

長崎県告示第734号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和3年11月2日

長崎県知事 中村 法道

1 調達する物品の種類

調達する物品の種類は、次のとおりとする。

3入札第134号 内燃機関性能総合試験装置

1式

- 2 競争入札に参加することができない者
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、

同項第1号の規定に該当しないものである。

- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者
- (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
 - (1) 申請の時期

この告示の日から令和3年11月17日までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあっては、次の(7)及び(イ)

- (ア) 登記簿謄本
- (イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書
- イ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)
 - (ア) 本籍地の市町村長の発行する身元(分)証明書
 - (イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
 - (ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
- ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書
- エ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書 【注】上記「ウ」「エ」について

新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難となり税の徴収を猶予されている場合は、下記の書類を添付することで、当該証明書に代えることができる。

- ○長崎県税:新型コロナウイルスによる特例制度の「徴収猶予許可通知書」※備考欄に「徴収猶予を行っている税目以外については 月 日現在の未納額はありません。」の記載があるもの。
- ○国税:「徴収猶予許可通知書」
- オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
- カ 印鑑届 (様式第2号)
- キ 口座振替申込書(様式第3号)
- ク 取扱品目明細書(様式第4号)
- ケ 代理店、特約店等の契約明細書(様式第5号)
- コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書 (様式第9号)
- サ その他知事が必要と認める書類
- (4) 申請書等の作成に用いる言語
 - ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記 し、又は添付すること。
 - イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先
 - 〔住所〕**〒**850-8570長崎市尾上町3-1
 - 〔名称〕長崎県出納局物品管理室
 - 〔電話〕095-895-2881

[長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス] https://treasury.pref.nagasaki.jp/

4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書(様式第6号)により通知(郵送)する。

5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等(法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。)、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。)、地方公営企業(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。)又は長崎県の出資団体をいう。)から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日(15日目が長崎県の休日を定める条例(平成元年長崎県条例第43号)第1条第1項各号に掲げる休日(以下「休日」という。)に該当する場合は、その翌日(休日を除く。))以内に指名停止に関する報告書(様式第10号)を提出しなければならない。

- 6 3の(2)、3の(3)のカからコまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示(平成17年長崎県告示第474号)に定める様式(物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。)とする。
- 7 資格の有効期間及び更新手続
- (1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

- 8 資格の取消し等
 - (1) 競争入札参加者の資格を有する者が $2 \, \sigma(1)$ 又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
 - (2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
 - (3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

長崎県告示第735号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和3年11月2日

長崎県知事 中村 法道

1 調達する物品の種類

調達する物品の種類は、次のとおりとする。

3 入札第136号

油圧式万能試験機

1式

- 2 競争入札に参加することができない者
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しないものである。
 - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
 - (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者

- (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
- (1) 申請の時期
 - この告示の日から令和3年11月12日までとする。
- (2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあっては、次の(万及び(イ)

- (ア) 登記簿謄本
- (イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書
- イ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)
 - (ア) 本籍地の市町村長の発行する身元(分)証明書
 - (イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
 - (ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
- ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書
- エ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書 【注】上記「ウ」「エ」について

新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難となり税の徴収を猶予されている場合は、下記の書類を添付することで、当該証明書に代えることができる。

- ○長崎県税:新型コロナウイルスによる特例制度の「徴収猶予許可通知書」※備考欄に「徴収猶予を 行っている税目以外については 月 日現在の未納額はありません。」の記載があるもの。
- ○国税:「徴収猶予許可通知書」
- オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
- カ 印鑑届(様式第2号)
- キ 口座振替申込書 (様式第3号)
- ク 取扱品目明細書(様式第4号)
- ケ 代理店、特約店等の契約明細書(様式第5号)
- コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書(様式第9号)
- サ その他知事が必要と認める書類
- (4) 申請書等の作成に用いる言語
 - ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記 し、又は添付すること。
 - イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に基づき定め られた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先
 - 「住所】**〒**850-8570長崎市尾上町3-1
 - 〔名称〕長崎県出納局物品管理室
 - 〔電話〕095-895-2881

[長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス] https://treasury.pref.nagasaki.jp/

4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書(様式第6号)により通知(郵送)する。

5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等(法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。)、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行

政官庁の認可を要する法人、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。)、地方公営企業(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。)又は長崎県の出資団体をいう。)から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日(15日目が長崎県の休日を定める条例(平成元年長崎県条例第43号)第1条第1項各号に掲げる休日(以下「休日」という。)に該当する場合は、その翌日(休日を除く。))以内に指名停止に関する報告書(様式第10号)を提出しなければならない。

- 6 3の(2)、3の(3)のカからコまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示(平成17年長崎県告示第474号)に定める様式(物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。)とする。
- 7 資格の有効期間及び更新手続
 - (1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年9月30日までとする。

- (2) 有効期間の更新手続
 - (1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。
- 8 資格の取消し等
 - (1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
 - (2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
 - (3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公 告

肥料登録の有効期間の更新(公告)

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

令和3年11月2日

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	住所または所在地	氏名または名称	登録年月日	登録の 有効期間
長崎県肥	乾燥菌体肥	6. 0乾燥菌体	窒素全量	長崎県諫早市下渡野町	長崎油飼工業株式会社	昭和60年	令和3年
第537号	料	肥料	6.0%	2041番地 1	代表取締役	10月29日	10月29日
			リン酸全量		本田 友宏		から
			3.5%				令和6年
							10月28日
長崎県肥	副産動物質	6.0フィッ	窒素全量	長崎県諫早市下渡野町	長崎油飼工業株式会社	昭和63年	令和3年
第556号	肥料	シュソリブ	6.0%	2041番地 1	代表取締役	10月17日	10月17日
		ル			本田 友宏		から
							令和6年
							10月16日

土地改良区の役員の就退任(公告)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、国営田平土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和3年11月2日

長崎県知事 中村 法道

	就 任 役 員 理 事	退 任 役 員 理 事			
氏 名	住 所	氏 名	住所		
岡田眞	平戸市田平町荻田免385	須藤豊博	平戸市田平町荻田免1540		
森 喜一郎	平戸市田平町小手田免892番地2	岡 田 眞	平戸市田平町荻田免385		
須藤豊博	平戸市田平町荻田免1540	末武増美	平戸市田平町古梶免129		
大 水 文 雄	平戸市田平町小崎免1123	大 水 文 雄	平戸市田平町小崎免1123		
長 尾 耕 助	平戸市田平町里免761	長 尾 耕 助	平戸市田平町里免761		
大 山 荒 助	平戸市田平町本山免305	森喜一郎	平戸市田平町小手田免892番地2		
森 田 増 実	平戸市田平町上亀免446	石 井 眞 彦	平戸市田平町一関免130		
北 川 貢	平戸市田平町深月免297	前田彰一	平戸市田平町深月免568		
	就 任 役 員 監 事	退 任 役 員 監 事			
川下重信	平戸市田平町里免502	川下重信	平戸市田平町里免502		
里 美 博 明	平戸市田平町里免1287番地1	大 山 荒 助	平戸市田平町本山免305		

土地改良区の役員の就退任 (公告)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、佐護土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和3年11月2日

	就 任 役 員 理 事	退 任 役 員 理 事			
氏 名	住 所	氏 名	住 所		
緒方雅文	対馬市上県町佐護北里277番地	緒方雅文	対馬市上県町佐護北里277番地		

春日亀 隆 義	対馬市上県町佐護北里252-2	春日亀 隆 義	対馬市上県町佐護北里252-2		
瀧本浩吉	対馬市上県町佐護東里1231番地	島居清晴	対馬市上県町佐護北里1181番地		
瀧本一光	対馬市上県町佐護東里1277番地第2	瀧本浩吉	対馬市上県町佐護東里1231番地		
内 山 誉	対馬市上県町佐護南里583番地	瀧 本 一 光	対馬市上県町佐護東里1277番地第2		
大 石 辰 慶	対馬市上県町佐護南里603番地	内 山 誉	対馬市上県町佐護南里583番地		
島居一治	対馬市上県町佐護南里40番地	大 石 辰 慶	対馬市上県町佐護南里603番地		
佐 護 倉 彦	対馬市上県町佐護北里1374番地	島居佳都雄	対馬市上県町佐護北里1179番地		
田代稔	対馬市上県町佐護北里673番地	田代忠孝	対馬市上県町佐護北里702番地		
田代慶隆	対馬市上県町佐護北里721番地	福島保正	対馬市上県町佐護北里712番地		
小宮貞司	対馬市上県町佐護西里2710番地	小宮貞司	対馬市上県町佐護西里2710番地		
島居弘明	対馬市上県町佐護西里2704番地	島居弘明	対馬市上県町佐護西里2704番地		
	就 任 役 員 監 事	退 任 役 員 監 事			
小 宮 寿 安	対馬市上県町佐護西里2668番地	小 宮 寿 安	対馬市上県町佐護西里2668番地		
春日亀 優	対馬市上県町佐護東里130番地	島 居 一 治	対馬市上県町佐護南里40番地		
平山美登	対馬市上県町佐護北里288番地	平山美登	対馬市上県町佐護北里288番地		

一般競争入札の実施(公告)

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。 令和 3 年11月 2 日

長崎県知事 中村 法道

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 購入物品及び数量

3 入札第134号

内燃機関性能総合試験装置

1式

- (2) 購入物品の特質等 仕様書による。
- (3) 納入期限

令和4年3月25日

- (4) 納入場所及び条件
 - ①納入場所 長崎県立大村工業高等学校実習棟2階熱原動機実習室(大村市森園町1079-3)

②条件 仕様書のとおり

(5) 入札の方法

前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2 入札参加資格
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示(平成17年長崎県告示第474号)に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る資格を得ていること。
- (4) この公告の日から10の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から10の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法等

2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を 記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合先

(名称) 長崎県出納局物品管理室

(住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3-1

(電話) 095-895-2881

(提出期限) 令和3年11月17日 17時00分

- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等
 - (住所) **〒**850-8570 長崎市尾上町3-1
 - (名称) 長崎県出納局物品管理室

(電話) 095-895-2881

- 5 契約条項を示す場所
 - 4の部局等とする。
- 6 入札説明書の交付方法

長崎県出納局物品管理室ホームページ上(https://treasury.pref.nagasaki.jp/)において、掲載する。

7 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限

入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。一般競争入札参加申請書には登録番号を必ず記載すること。

(提出場所) 長崎県出納局物品管理室

(提出期限) 令和3年12月14日 17時00分

8 同等品承認願の提出場所及び提出期限

(提出場所) 長崎県出納局物品管理室

(提出期限) 令和3年12月3日 17時00分

9 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札の場所及び期日等

(場所)長崎県庁行政棟1階入札室

(期日) 令和3年12月15日10時00分

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。

(郵送による場合の入札書の受領期限等)

(受領期限) 令和3年12月14日 17時00分(必着)

(提出先) 長崎県出納局物品管理室

(その他) 郵送による場合は一般書留郵便、簡易書留郵便、又は特定記録郵便のいずれかの方法により上記 受領期限内必着のこと。

- 11 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 免除する。
 - (2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。)の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合
- 12 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状(委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。)の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(10)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。なお、(7)及び(15)から(19)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
- (3) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (4) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (7) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- (8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (10) 同等品承認のなされなかったもので、入札をしたとき。
- (11) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (12) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届 出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。) 等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (13) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (14) 入札書に記載された金額が訂正されているとき。
- (15) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
- (16) 代理人が入札したとき。
- (17) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
- (18) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
- (19) 内封筒に、入札番号又は入札物品名のいずれか若しくはその両方の記載がないとき。
- (20) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。
- 14 落札者の決定方法
 - (1) 長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号)第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲

内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。

- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- 15 その他
 - (1) 契約書の作成を要する。
 - (2) この調達契約は、世界貿易機関 (WTO) 協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (3) 調達手続の停止等

この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。

(4) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Performance testing device for internal combustion engine,1 set

(2) Delivery period:

March 25, 2022

(3) Delivery place:

1079-3 Morizono-machi, Oomura City, 2nd floor, Engine Practice Room, Laboratory Building

Nagasaki Prefectural Oomura Technical High School

(4) Time-limit for tender by registered mail:

5:00 p.m. December 14, 2021

(5) Date and time for the opening of tenders:

10:00 a.m. December 15, 2021

(6) Point of Contact:

Goods Management Office, Treasury, Nagasaki Prefectural Government.

3-1 Onoue-machi Nagasaki 850-8570 Japan

TEL. 095-895-2881

一般競争入札の実施(公告)

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和3年11月2日

長崎県知事 中村 法道

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 購入物品及び数量

3 入札第136号

油圧式万能試験機

1式

(2) 購入物品の特質等

仕様書による。

(3) 納入期限

令和4年3月25日

(4) 納入場所及び条件

①納入場所 長崎県立大村工業高等学校 実習棟 1 F 構造・材料実習室 (大村市森園町1079-3)

②条 件 仕様書のとおり

(5) 入札の方法

前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の

100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める 期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者で ないこと。
- (3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示(平成17年長崎県告示第474号)に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る資格を得ていること。
- (4) この公告の日から10の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から10の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法等

2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を 記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合先

(名称) 長崎県出納局物品管理室

(住所) **〒**850-8570 長崎市尾上町 3-1

(電話) 095-895-2881

(提出期限) 令和3年11月12日 17時00分

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

(住所) **〒**850-8570 長崎市尾上町3-1

(名称) 長崎県出納局物品管理室

(電話) 095-895-2881

5 契約条項を示す場所

4の部局等とする。

6 入札説明書の交付方法

長崎県出納局物品管理室ホームページ上(https://treasury.pref.nagasaki.jp/)において、掲載する。

7 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限

入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。一般競争入札参加申請書には登録番号を必ず記載すること。

(提出場所) 長崎県出納局物品管理室

(提出期限) 令和3年11月30日 17時00分

8 同等品承認願の提出場所及び提出期限

(提出場所) 長崎県出納局物品管理室

(提出期限) 令和3年11月19日 17時00分

9 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札の場所及び期日等

(場所)長崎県庁行政棟1階入札室

(期日) 令和3年12月1日10時20分

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。

(郵送による場合の入札書の受領期限等)

(受領期限) 令和3年11月30日 17時00分(必着)

(提出先) 長崎県出納局物品管理室

(その他) 郵送による場合は一般書留郵便、簡易書留郵便、又は特定記録郵便のいずれかの方法により上記 受領期限内必着のこと。

- 11 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 免除する。
 - (2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。)の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合
- 12 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状(委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。)の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(10)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。なお、(7)及び(15)から(19)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
- (3) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (4) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (7) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- (8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (10) 同等品承認のなされなかったもので、入札をしたとき。
- (11) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (12) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届 出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。) 等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (13) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (14) 入札書に記載された金額が訂正されているとき。
- (15) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
- (16) 代理人が入札したとき。
- (17) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
- (18) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
- (19) 内封筒に、入札番号又は入札物品名のいずれか若しくはその両方の記載がないとき。
- 20) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。
- 14 落札者の決定方法
 - (1) 長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号)第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
 - (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者

があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関 (WTO) 協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等

この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。

(4) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Hydraulic Universal Testing Machine, 1 set

(2) Delivery period:

25 March, 2022

(3) Delivery place:

1079-3 Morizono-machi, Omura City,

1st floor, Practice Room, Structure/Material Practice Room,

Nagasaki Prefectural Omura Technical High School

(4) Time-limit for tender by registered mail:

5:00 p.m. November 30, 2021

(5) Date and time for the opening of tenders:

10:20 a.m. December 1, 2021

(6) Point of Contact:

Goods Management Office, Treasury, Nagasaki Prefectural Government

3-1 Onoue-machi Nagasaki 850-8570 Japan

TEL 095-895-2881

一般競争入札の実施(公告)

物品の調達について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。 令和3年11月2日

長崎県知事 中村 法道

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 購入件名及び数量
 - ① 長崎県教育委員会所管施設で使用する電力(長崎地区) 予定契約電力 2,357kW、予定使用電力量 3,915,190kWh
 - ② 長崎県教育委員会所管施設で使用する電力(県北地区) 予定契約電力 2,987kW、予定使用電力量 4,267,543kWh
 - ③ 長崎県教育委員会所管施設で使用する電力(県央地区) 予定契約電力 2,364kW、予定使用電力量 3,968,162kWh
 - ④ 長崎県教育委員会所管施設で使用する電力(県南・五島地区) 予定契約電力 1,784kW、予定使用電力量 2,844,971kWh
- (2) 特質等

入札説明書による。

(3) 供給期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(4) 供給場所

長崎県教育委員会が所管する施設(入札説明書による。)

- (5) 入札の方法
 - ア 入札書に記載する金額は、仕様書別表3・4に示す予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算定した 単価により、入札内訳書(様式任意)に記載している公費分のみの予定契約電力及び予定使用電力量に応 じて算出した金額とする。なお、入札書の提出にあたっては、算出の内訳となる入札内訳書(様式任意) を別途添付すること。(入札書記載額の詳細については、入札説明書別紙参照。)

※入札書に記載する金額の算定に当たっては、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく賦課金は考慮しないこととする。

- イ 落札の決定は、入札書に記載した電気料金の総額によって行う。
- ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格 とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約 希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める 期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者で ないこと。
- (3) この公告に定める開札日時点で、電力調達の契約に係る競争入札参加者の資格等(平成26年長崎県告示第55号)に定める資格を得ていること。
- (4) この公告に定める開札日時点で、長崎県電力の調達に係る環境配慮方針(令和3年10月18日改定)に基づく資格を得ていること。
- (5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者である こと。
- (6) この公告の日から10の開札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (7) この公告の日から10の開札期日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法等
- (1) 前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

- (住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3-1
- (名称) 長崎県総務部管財課 (施設班)
- (電話) 095-824-1111 (内線3000)
- (提出期限) 令和3年11月30日 午後5時まで

(提出方法) 直接又は郵便(書留郵便により提出期限内必着のこと。) で行うこと。

(2) 前記2の(4)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、「長崎県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

- (住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3-1
- (名称) 長崎県県民生活環境部地域環境課
- (電話) 095-895-2512 (直通)
- (提出期限) 令和3年11月30日 午後5時まで

(提出方法) 直接又は郵便(書留郵便により提出期限内必着のこと。) で行うこと。

- 4 入札参加条件
 - (1) 当該施設の電力需要に対して供給可能であること。

- (2) この入札に参加する者は、入札説明書に掲げる入札参加申請書を令和3年12月9日(木)午後5時までに5の部局等に提出すること(書留郵便により、受領期限内必着のこと)。
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称

(住所) **〒**850-8570 長崎市尾上町3-1

(名称) 長崎県教育庁教育環境整備課(県立学校管理班)

(電話) 095-894-3323 (直通)

6 契約条項を示す場所

5の部局等とする。

7 入札説明書の交付方法

(期間) この公告の日から令和3年11月30日までの間(県の休日を除く。)

(場所) 5の部局等とする。なお、長崎県ホームページからも入手することができる。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- 9 入札書の提出場所及び受領期限等
 - (1) 提出場所 5の部局等とする。
 - (2) 受領期限 令和3年12月16日 午後5時まで
 - (3) 提出方法 直接又は郵便(書留郵便により受領期限内必着のこと。)で行うこと。
- 10 開札の日時及び場所

(開札日時) 令和3年12月17日 午後1時30分開始

	開始時間	
1	長崎県教育委員会所管施設で使用する電力(長崎地区)	13:30
2	長崎県教育委員会所管施設で使用する電力(県北地区)	13:50
3	長崎県教育委員会所管施設で使用する電力(県央地区)	14:10
4	長崎県教育委員会所管施設で使用する電力(県南・五島地区)	14:30

(開札場所)長崎市尾上町3-1 長崎県庁(行政棟)7階会議室703会議室

代理人が開札に立ち会う場合は、開札日当日に委任状を提出すること。

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

- 11 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

免除する。

12 入札者が代理人である場合の委任状の提出

開札に代理人が立ち会う場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に立ち会うことができない。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (10) 入札書に入札金額又は入札者名の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に押印している印

鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印している印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。)等、入札者の意思表示が確認できないとき。

- (II) 誤字、脱字、入札内訳書(様式任意)の違算等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められると き。
- (12) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (13) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号)第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、総額が最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。なお、最低制限価格は設定しない。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、単価契約とする。
- (3) この調達契約は、世界貿易機関 (WTO) 協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (4) 調達手続の停止等

この調達契約に係る苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
 - ① Electricity to use in Nagasaki Prefectural Board of Education owned facilities (Nagasaki area) Contract:2,357kW, Estimated volume of electricity: 3,915,190kWh.
 - ② Electricity to use in Nagasaki Prefectural Board of Education owned facilities. (Kenhoku area). Contract:2,987kW, Estimated volume of electricity: 4,267,543kWh.
 - ③ Electricity to use in Nagasaki Prefectural Board of Education owned facilities. (Kenou area) . Contract:2,364kW, Estimated volume of electricity: 3,968,162kWh.
 - ④ Electricity to use in Nagasaki Prefectural Board of Education owned facilities. (Kennan and Goto area). Contract:1,784kW, Estimated volume of electricity: 2,844,971kWh.
- (2) Period of supply:

From 1 April 2022 through 31 March 2023

- (3) Place of supply:
 - ① Nagasaki Prefectural high school in Nagasaki area
 - 2 Nagasaki Prefectural high school in Kenhoku area
 - 3 Nagasaki Prefectural high school in Kenou area and Nagasaki Prefectural Education Center
 - 4 Nagasaki Prefectural high school in Kennan and Goto area
- (4) Time-limit for tenders:

5:00 p.m. 16 December 2021

- (5) Date and time for the opening of tenders:
 - ① Nagasaki area: 1:30 p.m. 17 December 2021
 - ② Kenhoku area: 1:50 p.m. 17 December 2021
 - ③ Kenou area: 2:10 p.m. 17 December 2021
 - 4 Kennan and Goto area: 2:30 p.m. 17 December 2021

(6) Contact point for the notice:

Educational Environment Improvement Division, Education Bureau, Nagasaki Prefectural Government 3-1 Onoue-machi, Nagasaki City, 850-8570, JAPAN Tel.095-894-3323

長崎市尾上町三番一号発行者 長 崎 県

直通 (八九五) 二一一四電話代表 (八二四) 一一一一

印刷人 寿 田 宏 弥印刷所 長崎市樺島町八番十二号 株式会社 クイックプリント

-3784 -